

木造住宅耐震改修補助事業 (改 修 工 事)

補助の対象となる方

▼次のいずれにも該当する方が対象です。

- ① 邑楽町木造住宅耐震診断事業等による耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満の木造住宅を所有する方
- ② 町税を滞納していない方

補助の対象となる住宅

▼町内の木造住宅のうち、次のいずれにも該当するものが対象です。

- ① 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けて建築された一戸建ての住宅若しくは併用住宅（住宅部分の床面積が 2 分の 1 以上のもの。以下同じ。）又は都市計画区域外等の理由で建築確認が不要であった一戸建ての住宅若しくは併用住宅
- ② 2 階建て以下のもの
- ③ 在来軸組工法によって建てられたもの

補助の対象となる工事

▼耐震性の判定基準に係る上部構造耐力の評価を 1.0 以上とする工事が対象です。

※リフォームに係る工事等は除きます。

※耐震性の評価は、側日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に規定する一般診断法によります。

補助額

▼耐震改修工事に要する費用(設計費、工事費及び工事監理費)の 1/2 の額で、80 万円を限度とします。

設計・工事監理・工事施工者

▼次のいずれかに該当する建築士に依頼してください。

- ① (社) 群馬県建築士事務所協会から木造住宅耐震診断調査資格者の認定を受けている者
- ② (社) 群馬県木造住宅産業協会に木造住宅耐震診断士の登録をしている者
- ③ (社) 群馬県建築士会が行う「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」の受講を修了している者

木造住宅耐震改修補助の提出書類

補助金交付申請

- ①木造住宅耐震改修補助金交付申請書（様式第 1 号）
- ②耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満であることが分かるもの
- ③耐震工事計画書（様式第 2 号）（耐震改修工事計画に伴う耐震診断の結果、耐震性の判定基準に係る上部構造耐力の評価が 1.0 以上となるものを示す書類を含む。）
- ④耐震改修工事計画図等（案内図、平面図、詳細図、現地調査の写真、工程表その他関係書類）
- ⑤補助対象建築物の全部事項証明書又は所有権を有するものが確認できる書類
- ⑥補助事業者等以外の所有権者の耐震改修工事の実施に同意していることを証する書類
- ⑦設計者及び工事監理者の資格を証する書類の写し
- ⑧町税の納税証明書(完納証明)
- ⑨設計費、工事費及び工事監理費に係る見積書の写し
- ⑩確認済証の写し(建築確認を必要とする場合)

完了実績報告

- ①木造住宅耐震改修補助事業完了実績報告書（様式第 8 号）
- ②耐震改修工事実施報告書（様式第 9 号）
- ③工事前、中、後の写真
- ④耐震改修工事監理報告書の写し（建築士法第 20 条第 3 項に規定する工事監理報告書）
- ⑤設計費、工事費及び工事監理費に係る契約書並びに領収書の写し
- ⑥耐震改修工事後の耐震診断結果の写し（申請時と異なる場合）
- ⑦検査済証の写し（建築確認を受けた場合）

補助金の請求

- ①木造住宅耐震改修補助金交付請求書(様式第 11 号)

耐震改修補助の申込期間

令和 7 年 4 月 14 日（月）～9 月 30 日（火）

【耐震診断・改修に関するお問い合わせ先】

邑楽町役場 建設環境課 住宅政策係

電話 0276-88-5511

0276-47-5031（直通）